



山形県公報

令和7年3月31日(月)

号 外 (13)

目 次

条 例

○山形県県税条例等の一部を改正する条例……………(税 政 課) … 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第28号) (税政課)

1 軽油引取税

- (1) 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合並びに特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとした。(第125条第1項関係)
- (2) 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。以下「特例対象事業者」という。)のうち(3)の特例措置の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の附則第15条の2の3第6項関係)
- (3) 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。)には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の附則第15条の2の3の2関係)

2 不動産取得税

次に掲げる特例措置等の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第2項及び第4項関係)

- (1) サービス付き高齢者向け住宅である新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置
- (2) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置
- (3) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限り。)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置

3 自動車税

次に掲げる特例措置等の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 15 条の 2 の 5 の 2、附則第 15 条の 2 の 7 第 1 項～第 3 項及び改正条例第 1 条の規定による改正後の附則第 15 条の 2 の 7 第 4 項関係）

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合における当該自動車に係る環境性能割の非課税措置
- (2) 路線バス等のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置
- (3) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置
- (5) 一定の乗用車、バス又はトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置

- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第125条第1項中「数量」を「数量（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、第131条の15第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」に改める。

附則第7条の4第2項中「附則第6条」を「附則第5条の6」に改める。

附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第2項及び第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2の3に次の1項を加える。

- 6 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち同条第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第124条第3項に規定する炭化水素油をいう。次条第1項及び第2項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第125条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第15条の2の3の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第15条の2の3の2 前条第1項第3号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第131条の15第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

- 2 前項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合には、第131条の17第2項の規定は、適用しない。

- 3 特例対象事業者は、第1項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則附則第4条の8の2第1項に規定する事項を、知事に届け出なければならない。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第3項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第1項の製造に関する事項その他の施行規則附則第4条の8の2第4項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

附則第15条の2の5の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2の7第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「同条第15項」を「同条第12項」に、「車両総重量」を「車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」に、「トラック」を「トラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に、「有しないもの」を「有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 新条例第125条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2の3第6項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

5 新条例附則第15条の2の3の2第1項の規定は、施行日以後の炭化水素油（山形県県税条例第124条第3項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

6 令和6年4月30日までに取得された第1条の規定による改正前の山形県県税条例附則第15条の2の7第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。